

## 国際的な金融セクター議論への貢献

# G20議長国として金融分野の 優先テーマを内外一体で有効に議論

2019年のG20は日本が議長国を担い、国際的な議論をリードしていく立場になる。金融分野では日本から三つの優先テーマを提案しているが、いずれも新たな議題設定であり、諸外国にとっても課題となっているテーマだ。すでに日本で議論を深めている議題もあり、国内での議論の積み重ねをG20の議論にも生かしていきたい。

### 日本が新たに提案する 三つの金融テーマ

——2019年のG20は日本で開催され、日本が議長国を務める。金融分野ではどのようなことを優先テーマとして議論していくのか

12月1日に閉幕したG20首脳会議の終了後、麻生太郎大臣が開催地のブエノスアイレスで記

者会見を行い、2019年のG20の財務・金融分野における優先テーマについて説明している。そこで示された項目のうち、金融行政に関係の深いテーマが三つある。一つ目は「高齢化社会における金融包摂」。二つ目が「金融市場の分断を回避するための国際的な連携・協力」。そして三つ目が「金融セクターにおける技術革新」。いずれの中

味も、これまでの議論の続きとか、他国が言っていたことがたまたま日本の議長国のときに取り上げられるものではなく、今回、日本が新たに提案して議題にしていきたいのだ。

金融市場の分断をどう防ぐかという議論は、デリバティブ市場について15年のG20までは話し合ったことがあるが、その後、議論が止まっており、4年ぶり

に再開することになる。また、金融セクターではブロックチェーン技術などの技術革新が進んでおり、これまでのように金融機関だけを規制していたのでは不十分で、従来の枠組みに代わるアプローチも考えていかなければいけない。このテーマを国際的に議論するのも今回が初めてになる。

リーマンショック以降、金融



金融庁  
金融国際審議官

氷見野良三



18年11月30日～12月1日にアルゼンチン共和国のブエノスアイレスで開かれたG20首脳会議。同会議終了後から日本が正式にG20の議長国に就任。

分野では「金融危機の再発防止」に主眼が置かれ、規制改革を中心に議論されてきた。17年末にバーゼル3が最終化したことで、規制改革のプログラムは一通り完結しており、10年前の危機を振り返ってアジェンダを設定する時期から、将来のことを考えて新しいテーマを議論すべき時期を迎えている。そうしたタイミングの最初の議長国でもあり、10年後に振り返って見たときに評価されるような議論をしたい。

テーマについては財務省、日銀と議論を重ね、各国当局、有識者の意見なども聞きながら選定した。18事務年度から金融庁の参与になっていただいている国際決済銀行のハイメ・カルアナ前総裁にもアドバイスをいただいている。新しいテーマでもあり、各国の意見を取りまとめていくことは容易ではないが、せっかく20年に一度しか回ってこない議長国の年なので、アジェンダを打ち上げるだけではなく、具体的な成果を示せるよう努めていきたい。

——これまで継続的に議論してきたことも重点テーマとして取り扱っていくのか

例えば、気候変動関連リスクに関する情報開示については、金融安定理事会（FSB）のものと気候関連財務情報開示タスクフォース（TCFD）というものが、すでに提言が示されている。同タスクフォースから実施状況報告を出してもらおうと考えているが、提言後一年分の実績をフルにまとめた報告書がG20に出るのは初めてとなる。

また、マネー・ローンダリング/テロ資金供与対策も引き続き重要なテーマである。特に暗号資産の関係では、18年4月のG20大臣総裁会合で日本からも「世界中で対応しなければいけない」と主張して、18年10月には金融活動作業部会（FATF）の勧告が改正されている。この勧告をどう適用するのかの明確化が今後の重要な課題になる。G20の議長国として、しっかりとガイダンス等を整備するようFATFに求めていくことがわれわれの役割だと思っている。

### 国内の議論の積み重ねをG20の議論に生かす

——「高齢化社会における金融包摂」や「金融セクターにおける技術革新」については、金融審議会のワーキンググループ（WG）などですでに議論されている

金融庁では金融行政方針における18事務年度の優先テーマの一つに「高齢社会における金融サービスのあり方」を掲げて、金融審議会の市場WGで議論し

ている。技術革新に関するテーマも、金融制度スタディ・グループ（SG）や仮想通貨交換業等に関する研究会で議論を重ねている。こうした国内での議論の積み重ねをG20の議論にも生かしていきたいし、G20でいろいろな国の人と議論した結果を、国内の政策形成に生かしていきたい。

金融庁は近年、「内外一体」の対応に努めてきた。他国で悩んでいることが日本にとっても課題だったり、日本で悩んでいることが他国においても課題だったりする。高齢化というと日本や先進国だけの問題のように思われがちだが、実は2050年には世界で人口の20億人以上が60歳以上になると言われており、新興国にとっても課題になっている。国際的な議論であっても国内の議論と共通する部分が多く、テーマ設定のところから内外一体で取り組むことが大事だと思う。

——金融セクターにおける技術革新に関連して、日本の金融制度SGでは「業態別」の金融規制体系を「機能別・横断的」な

体系にする検討が行われている。G20でもこうした議論に発展する可能性はあるのか

フィンテックを議論する中で、業態別あるいは金融機関単位の規制から、機能に着目した規制へとという考え方に言及する当局は多い。この点に関するG20での議論について何か具体的な見通しを持っているわけではないが、深く関係する話だと思う。

——国際的に「機能別・横断的」な規制体系の議論がなされた場合、金融機関だけに資本規制をかけているバーゼル規制のあり方などにも影響が及ぶようなことは考えられるか

FSBなどではこれまでも金融の機能をとらえた規制のあり方に関する議論がいくつかなされていて、例えばG-SIFIsを巡り、銀行のほかに、保険や資産運用業なども対象にするかどうかといった議論がある。銀行を機関単位でとらえて規制をかけることについては現在でも異論はないが、保険については機関よりも機能に着目して金融システムへの影響を評価することにして、G-SIFIsの枠

組みを見直してはどうかという動きになってきている。資産運用業に関しても、やはり機能別に見ていくべきではないかという議論になってきている。フィンテックの将来を見据えて、規制のあり方をどう組み替えていくべきかを検討していくことは必要だけれども、バーゼル規制の基本設計を変えるような段階にきていとは思わない。

### 共通見解となった 規制改革の影響評価

——17年末にバーゼル規制改革が最終化したのが、一部には再検討の必要性を唱える声もある

リーマンショック以降、10年間にわたって規制の見直しについて議論してきたが、金融庁はこの3年半くらい、いくつかのことを主張してきた。一つは、金融システムの安定と経済の成長が両立できる規制でなければいけないということ。また、そのためには、際限なく新規規制を作り続けるということであってはならず、むしろ、いろいろな規制が全体としてどういう影響があるのかをきちんと評価すべ

きだと繰り返し言ってきた。当初は孤立していたが、現在ではG20のコミュニケーションを見て共通見解になってきている。

こうした主張を受けて、FSBは19年に金融規制改革が中小企業金融にどのような影響を与えているかという評価レポートを出す予定になっている。同様の影響評価を一つひとつやりながら、仮に問題が確認されたときには、規制内容をきちんと見直していくことが必要だ。ただし、基本的には、規制が大幅に変わるといよりは、微調整のようなものが多くなるのではないかと。規制改革の巻き戻しを始めるようなことにはならない。

——バーゼル規制改革では、質と量を強化した自己資本（分子）の見直しが先行的に導入されている。現状の国際的な金融システムの安定性などから、分子の見直しの実効性をどう評価しているか

これからショックが起きたときに明らかになる面もあると思うが、最近でもトルコリラが暴落したり、アルゼンチンの政策金利が60%になったりするなど、

いろいろなショックが起きています。こうした国々へのエクスポージャーを持っている銀行への影響が不安視される局面ではあったが、あまり国際的に波及していない。その背景には、資本の備えの厚みが増したことも寄与しているのではないかと。

——金融規制改革では、「大きくて潰せない」問題への対応として「秩序だった破綻処理」の枠組みも構築された。巨大銀行の破綻処理を円滑に実施するには、G20の優先テーマにもなっている「国際的な連携・協力」が欠かせないが、いざというときに本当にワークするの

人によって意見が分かれるかもしれないが、仮に各国間で万全な協力があつたとして、本当に巨大銀行を破綻処理できるのかということについては、まだ誰もやったことがないし、完全に準備ができていとは言い切れないと思う。一般に、巨大銀行がきつくなっている状態であれば、世界的な金融システム全体にもかなりの負担がかかっているはずなので、ほかの金融機関への影響も計り知れない。

「わが国はできる」と言い切る当局もあるが、こうしたケースで本当に破綻処理できるのかは未知数だ。

それに加えて、当局間の信頼関係が求められるわけだが、例えば欧米には中間持株会社規制などリングフェンス的な独自の規制を導入する国もある。さらに言うと、G I S I B s の主要子会社に求められる内部 T L A C について、国際合意では必要枠の75〜90%を現地法人に配賦することになっているが、欧州などは目いっぱい90%を求める方向だ。これではいざというときに、余裕のあるところから問題のあるところにお金を動かすことは難しい。

こうした背景には、世界金融危機から欧州危機の間に、各国当局の間で不信感を持つような事象が生じた結果があるのかもしれない。国際的に目指していた目線までなかなかたどり着いていない状況のもと、ふたたび金融危機が起きたときにどう対応するのか。これは非常に重要な課題であり、元中央銀行関係者などが個人資格で参加するG

30という有識者グループの報告書の中で、ガイトナー元米財務長官も警鐘を鳴らしている。そこでは、日本にはいざというときに対応できる仕組みがあり、それを金融危機のあとに残しているが、米国などではそうした最後の手段がほとんどなくなってしまうという、本当にそれで大丈夫なのかという趣旨のことを書いている。日本の制度を「手厚い仕組み」だと批判する人もいるが、われわれとしては、まだ一度もやったことがない枠組みだけを頼りに、最後の手段を失くすわけにはいかないと考えている。

### 求められる融資実務の変革

——国内金融機関の融資のあり方について議論している「融資に関する検査・監督実務についての研究会」で、氷見野審議官は事務局を務めている。ここまでの議論を受けて、どのような印象を持っているか

さまざま意見が出ていて大変勉強になっている。金融実務家や会計士、学者などさまざまな

分野の方に議論していただいているが、資産査定などに対しての問題意識には先生方の間に共通する部分が多いという印象を受けている。

金融検査マニュアルは、国際的な標準を日本にも導入し、米国の実務なども似ているのかと思っていたが、米国の検査官から詳しく聞いてみると、実際には結構違いがあるようだ。毀損した債権の取扱いは似ているが、一般貸倒引当金の積み方などは大きく異なっている。米国では、資産分類だけではなく、自分たちの判断のもと業種別に分けて引当金を見積もっている。例えば不動産では、オフィスビルやアパート、戸建て住宅などに分けて、このエリアの商業用不動産の調子がおかしいから同エリアにある商業用不動産の引当をもう少し積み増すなど、地域単位の分析等も加えている。単純に資産分類して、要注意なら要注意の貸倒実績率に基づく引当金を計上しておしまいというわけではない。分類と引当が直結せず、定性判断も全体としての引当額に加味されているよ

うだ。

将来の損失を的確に見積もるのは、銀行業のコアの機能のはずだ。それを機械的にやるのは本来の姿とは言えず、変わっていくべきだと思う。もちろん、20年やってきたことをいきなり大きく変えるとなると、金融機関の現場も金融庁の検査官も困惑するので、そうしたことへの配慮は必要だが、資金使途を見て、キャッシュフローに応じた貸し方をする、といった融資本来の実務に戻りたいと考えているバンカーも多いはずだ。その邪魔にならないような枠組みにしていければと思う。

（聞き手・本誌

北山桂／小林晋也）

ひみの りょうぞう

83年東京大学法学部卒、大蔵省入省。03年パーゼル銀行監督委員会事務局長、06年金融庁監督局証券課長、07年監督局銀行第一課長、09年監督局総務課長、10年総務企画局参事官、12年総務企画局審議官など経て、16年7月から現職。